

有価証券報告書の作成要領について

(平成 18 年 3 月期)

(財)財務会計基準機構
企画部 グループ長 藤代 和久

はじめに

(財)財務会計基準機構は、去る 4 月 4 日から 14 日までの間、全国 9 か所で 11 回にわたり平成 18 年 3 月期に係る有価証券報告書の作成を前提とした「有価証券報告書の作成要領(平成 18 年 3 月期提出用)」(以下「本テキスト」という。)に基づき、作成上の留意点についての解説セミナーを開催した。

以下、本稿では本テキストにおける主な改正点である「1. 固定資産の減損に関する事項」及び「2. その他の改正点等」について解説する。

なお、文中、意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

1. 固定資産の減損に関する事項

固定資産の減損処理に係る会計基準(減損会計基準)は、平成 14 年 8 月に企業会計審議会から公表され、今 3 月期から強制適用となった。これまでに有報提出会社の約 1 割の会社が早期適用しており、また、セミナー等において繰返し解説を行っているため今回はポイントのみを解説する。

(1) 冒頭記載

平成 18 年 3 月期から減損会計基準を適用した場合、「経理の状況」の冒頭記載は【資料 1】のような記載となる。

(1)と(2)のただし書きには、「前連結会計年度(前事業年度)は、附則第 2 項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則(財務諸表規則)に基づいて作成している」と記載している。減損会計基準の適用に対応して、平成 16 年 1 月 30 日に連結財務諸表規則(以下「連結財規」という。)および財務諸表等規則(以下「財規」という。)が改正されたが、その適用時期については改正府令の附則第 2 項本文において、「平成 16 年 3 月 31 日以降に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表(事業年度に係る財務諸表)について適用する」と定めており、同時に、附則第 2 項ただし書きにおいて、「平成 17 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度(事業年度)に係るものについては、なお従前の例によることができる」とされていた。冒頭記載のただし書きは、すでに前期において早期適用している場合は記載する必要はなく、前期において減損会計基準を早期適用していなかった場合には、附則第 2 項ただし書きの適用によって改正前の連結財規(財規)に基づいて作成していたことに対応したものである。

また、当期より減損会計基準を適用し、冒頭記載にただし書きを行う場合は、「前期において固定資産の減損処理に係る会計基準を早期適用していなかったため」のように、附則第2項ただし書きが適用された理由を補足して記載することも考えられる。

なお、当期に減損会計基準を適用して、減損損失の計上がなかった場合においても、改正後の連結財規（財規）が当期から適用されることになるため、同様の記載が必要となる。

(2)貸借対照表の表示

貸借対照表における減損損失累計額の表示方法は、「直接控除形式」、「独立間接控除形式」、「合算間接控除形式」との4つのパターンが認められている。

・直接控除形式

減損損失累計額を、減損損失を計上した各資産の金額から直接控除し、その控除後残高を当該資産の金額として表示する（【資料2】参照）。早期適用した企業においては、直接控除形式を採用する企業が多いようである。

・独立間接控除形式

減損損失を計上した各資産科目に対する控除科目として「減価償却累計額」と「減損損失累計額」という科目とを独立して設けて表示する。

・合算間接控除形式

減価償却累計額と減損損失累計額を合わせて「減価償却累計額」として表示する。なお、この場合には減価償却累計額に減損損失累計額が含まれているかどうか分からないため減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記する必要がある。

・合算間接控除形式

減価償却累計額と減損損失累計額を合わせて「減価償却累計額及び減損損失累計額」として表示する。この場合、前期は「減価償却累計額」、当期は「減価償却累計額及び減損損失累計額」という2つの科目を立てる必要がある。

(3)損益計算書の表示

連結損益計算書への表示方法は、連結財規第63条（特別損失の表示方法）が改正され、「減損損失」という科目が追加されている。また、様式第五号（連結損益計算書の雛型）では特別損失の区分に減損損失の科目が追加されている。

ただし、特別損失の総額の100分の10以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては一括掲記できる、という重要性の判断基準の取扱いは従前どおりとなっている。

損益計算書の表示方法についても同様となっている。

(4)連結損益計算書への注記

連結財規第 62 条の 2 で準用する財規第 95 条の 3 の 2 では減損損失を認識した資産又は資産グループがある場合には、当該資産又は資産グループごとに、重要性が乏しい場合を除き、以下の 5 項目の注記を行うこととされている（【資料 3】参照）。

- 一 当該資産又は資産グループについて、次に掲げる事項の概要
 - イ 用途
 - ロ 種類
 - ハ 場所
- 二 その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容
- 三 減損損失を認識するに至った経緯
- 四 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
- 五 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法
- 六 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

財規はこの注記の記載方法について特に指定していないため、5 項目を織り込む文章形式で作成することや箇条書きにすることも考えられる。本社等の共用資産について減損処理を実施した場合、共有資産はより大きな単位でグルーピングし減損損失の判定を行うため、それに関連するグルーピングの単位や方針、内訳を説明する必要があると思われる。

また、損益計算書の注記は、原則、グルーピングの単位ごとに記載するが、似たようなグルーピングの単位から減損損失が発生しており、多数発生しているような場合には、連結財規ガイドライン 63-2 で準用する財規ガイドライン 95-3-2 により、まとめて記載することができることとされている。この場合、減損損失を計上した資産の地域や用途に基づいて、まとめて記載することになるものと考えられる。

なお、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第 58 項ただし書きにおいて、「減損会計基準を初めて適用した事業年度においては、減損損失を計上していなくとも、全般的な資産のグルーピングの方針等を注記することができる」とされている。そのような場合は、連結損益計算書関係の注記において追加情報として記載するなどの方法が考えられる。

(5)キャッシュ・フロー計算書の表示

連結キャッシュ・フロー計算書の表示方法については、減損会計基準の適用に対応して連結財規の様式第八号連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）が改正され、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に「減損損失」の科目が追加された。キャッシュ・フロー計算書の表示方法についても同様の改正が行われた。

(6)リース取引

リース取引については、所有権移転外ファイナンス・リース取引につき賃貸借取引に準じた会計処理をしており、当該リース取引により使用している資産について減損損失を計上した場合には、リース取引の注記において「減損損失累計額相当額」、「リース資産減損勘定の残高」、「リース資産減損勘定の取崩額」及び「減損損失」の各項目を注記する必要がある。

なお、未経過リース料残高相当額とリース資産減損勘定の性格と関係等についてはいくつかの考え方があり、リース取引に関する注記において両者を相殺し表示する考え方もあると思われる。しかし、財規の規定においては未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定の残高を記載することとされており、リース資産減損勘定が計上される場合の未経過リース料期末残高相当額の注記は、当該金額を控除せず総額を記載することになると思われる。

(7)有形固定資産等明細表

減損損失を計上した場合、有形固定資産等明細表における表示は、「直接控除形式」、「独立間接控除形式」、「合算間接控除形式」との4つのパターンが認められている。

・直接控除形式

財規の様式第九号（記載上の注意）3．ただし書きにより、減損損失の金額は「当期減少額」の欄に内書（かっこ書）で記載し、「当期末残高」の欄は、減損損失控除後の金額を記載する（【資料4】参照）。

・独立間接控除形式

財規の様式第九号（記載上の注意）10．により、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（かっこ書）で記載し、減損損失累計額は「当期末減損損失累計額」を設けて記載されることになる。

・合算間接控除形式

財規の様式第九号（記載上の注意）11．により、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（かっこ書）で記載し、減損損失累計額は「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に含めて記載して、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記することになる。

・合算間接控除形式

合算間接控除形式により表示する場合には、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（かっこ書）として記載し、減損損失累計額は、項目名を「当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額」として表示する。この場合、減損損失累計額が「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄に含まれている旨の注記は不要となる。

(8)会計方針の変更

今期より減損会計基準を適用した場合、正当な理由による会計方針の変更となり、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」の箇所に記載することになる（【資料5】参照）。

【資料5】のなお書きは、直接控除形式を採用している場合のものであり、それ以外の表示形式を採用している場合は若干書きぶりが異なることにご留意いただきたい。

また、【資料5】の記載事例は、減損損失を当期末において計上した場合のものであり、税金等調整前当期純利益への影響のみ記載されているが、当期末以外のタイミング（例えば期首等）で減損損失を計上し、当該資産の減価償却費が売上原価や販管費に重要な影響を与えている場合には、連結財規ガイドライン 14-2 によって、影響を受けた重要な項目（営業損益、経常損益など）について影響額を記載する必要があると思われる。

会計方針の変更の注記は、経理の状況の冒頭記載と同様、当期に減損会計基準を適用して、減損損失の計上がなかった場合又は影響が軽微な場合においても同様の記載が必要となるが、影響額の記載については重要性の判断により省略することが可能となっている。

(9)セグメント情報

重要な減損損失を認識した場合、連結財規の様式第一号【事業の種類別セグメント情報】の（記載上の注意）7 .に従って、セグメント情報への影響額を記載することとされている。この場合、資産情報として記載することになるものと考えられる。

また、減損損失を期末以外のタイミングで計上し、当該資産の減価償却を通じてセグメント利益に重要な影響を与えている場合には、日本公認会計士協会・会計制度委員会報告第1号「セグメント情報の開示に関する会計手法」の解説にしたがって、セグメント情報において影響額を記載することが適当と考えられる。

(10)監査報告書

減損会計基準を当期から適用し、その結果、監査上重要な影響が出る場合には、監査報告書には「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は、当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している」のような追記情報が付記されることになるとと思われる。

これは財務諸表に係る監査報告書についても同様と考えられる。

2.その他の改正点等

(1)開示府令の改正

平成 18 年 4 月 25 日に、連結財規・財規及び開示府令の改正が公布された。改正開示府令（第三号様式）は、原則として、会社法施行日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用され、平成 18 年 3 月期の有価証券報告書は、従前の例にしたがって作成することになるが、附則の規定により、従前の例によって作成した有価証券報告書であっても次の各項目は改正後の規定により作成することとされている。

- ・【提出会社の株式事務の概要】
- ・【大株主の状況】
- ・【役員の状況】

提出会社の株式事務の概要

今回の改正により、「提出会社の株式事務の概要」の項目名のうち「代理人」は「株主名簿管理人」、「公告掲載新聞名」は「公告掲載方法」に変更された。

平成 17 年 2 月に電子公告制度が導入され、それまでは官報か時事に関する日刊新聞に限定されていた公告方法に加えて、インターネットを利用して公告することが出来るようになったが、改正前の「提出会社の株式事務の概要」の様式は電子公告制度に対応しておらず、電子公告制度を導入した企業はそれぞれ工夫して記載を行っていた。今回の改正は、これに対応したものと考えられる。

また、会社法施行により、証券取引法適用会社、つまり、有価証券報告書を EDINET により提出する会社は、会社法による決算書類の公告は不要となるが、開示府令第三号様式「記載上の注意」(48)のなお書きによれば、「当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること」とされており、「公告掲載方法」に記載された公告に決算公告は含まれない旨を記載することも考えられる。

大株主の状況

今回の改正により、「大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない」とこととされたため、個人の大株主については住所の一部を省略することが可能となった。

役員の状況

会社法施行により、会社の役員としての会計参与が導入された。会計参与を導入した場合には「役員の状況」に、会計参与についても記載する必要があると考えられる。

また、会計参与設置会社で会計参与が法人である場合は、氏名欄に名称を記載し、略歴欄には沿革を簡単に記載することとされた。

(2)会社法施行に関連した留意事項

新株予約権等の状況及びストック・オプション制度の内容

「新株予約権等の状況」について、会社法施行後に決議した内容には代用払込等が含まれ、現行様式により記載できない場合は、決議内容に応じて現行様式を適宜工夫して記載することが適当であると考えられる。「ストック・オプション制度の内容」についても同様であると考えられる。

コーポレート・ガバナンスの状況

「コーポレート・ガバナンスの状況」は、原則として、事業年度末現在で記載することとされているが、制度の趣旨から考えてその後の状況もフォローした記載とすることが望ましいものと思われる。例えば3月期決算会社の場合、提出日までの間に会社法施行と株主総会が予定されており、会社法は会社の業務の適正を確保するための内部統制システムの構築の基本方針を決定することを会社に求めている。このため、会社法施行に伴って事業年度末で記載したコーポレート・ガバナンスの状況が大きく変わるということも考えられる。そうした場合、制度の趣旨から考えて提出日現在の記載として内部統制システムの構築の基本方針等についても記載することが適当であると考えられる。

なお、会社法施行と直接の関係はないが、「社外取締役及び社外監査役との関係」についても、株主総会により新たな社外取締役又は社外監査役（以下「社外取締役等」という。）が選任された場合には、旧社外取締役等との関係に加え新社外取締役等との関係についても記載することが適当であると考えられる。

(3)その他の留意点

「事業等のリスク」及び「財政状態及び経営成績の分析」

「事業等のリスク」及び「財政状態及び経営成績の分析」において、将来に関する事項を記載する場合は、第三号様式の記載上の注意（第二号様式の読替え）に従って、「当連結会計年度末現在において判断したものである」と記載する必要がある。しかしながら、制度の趣旨から見て有価証券報告書提出日現在等の、判断時点が提出日より近いものであれば差し支えないと考えられる。この場合においても判断時点を記載する必要がある。

株式の総数

会社法施行に伴い、定款に記載された「会社が発行する株式の総数」（発行可能株式数）は会社法施行日後は株式の消却によっても減少しないこととなったので、「会社が発行する株式の総数」について注記する場合、会社法施行日前の消却に係るものであることを記載する必要がある。

議決権の状況

「【発行済株式】」の表において、議決権制限株式（自己株式等）及び完全議決権株式（自己株式等）の各区分に記載する株式数は、「記載上の注意」（21）によって、「単元未満株式を除く」旨が明記されているが、「【自己株式等】」の表で記載する株式数については同様の規定がないことから、単元未満株式を除かずに記載する場合、「【発行済株式】」で記載した自己株式の合計と「【自己株式等】」の株式数が一致しないため、記載方法を統一すべきではないかとの指摘がなされていた。

これについて、「【自己株式等】」の表は「【発行済株式】」の内訳を記載することが適当であると考えられていたこと、また、大多数の会社の開示実態は単元未満株式を除いて記載していることから、これを除いて記載することが適当と考えられる。

役員の状況

平成17年3月の開示府令改正により、「役員の状況」の所有株式数について実質所有により記載することが明確化された。これに関連して、金融庁は、役員持株会で保有する単位株の扱いについて、平成17年4月6日付の「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案に対するパブリックコメントの結果」において次のような考え方を示している。

「役員持株会で保有する単位株」については、役員持株会の実態によって取扱いが変わるものと考えます。例えば、株主名簿に「持株会」名義で登録されていること、議決権行使は「持株会」が行うこと、配当金を「持株会」でプールし運用するシステムとなっていることなど、事実上「持株会」が株主となっている場合は、役員個々の所有株式に含める必要はないと考えますが、これらの要件を満たさなければ、役員個々の所有としてカウントする必要があると考えます。」

役員持株会で保有する単位株は、この考え方に従って取り扱う必要があると考えられる。

コーポレート・ガバナンスの状況

開示府令第三号様式「記載上の注意」（31-2）で準用する第二号様式「記載上の注意」（52-2）によって、「業務を執行した公認会計士」について継続関与年数が7年を超える場合には提出会社に係る監査年数を記載することとされている。

この場合の年数は、提出会社につき、これまでに連続して公認会計士法第24条の3に規定する監査関連業務（公認会計士法第2条第1項の監査証明業務、監査法人における当該業務に社員として関与すること等）、公認会計士法のいわゆるローテーションの対象となる業務を行っている年数が、7年を超える場合に開示の対象となる。その会社が、過去に公認会計士法でいう大会社等又は証券取引法の適用会社であったかどうか、あるいは、任意監査か法定監査を受けていたかどうかに関係なく、あくまでも当該公認会計士が監査関連業務を連続して何年行っているかに着目して年数を開示することになる。また、公認会計

士法上はローテーションの年数は平成 16 年 4 月 1 日からカウントするが、当該開示府令上の監査年数のカウントはこれとは関係なく、提出会社について監査関連業務をこれまで連続して行った年数で判断することになる。

退職給付会計基準の一部改正

退職給付会計基準の一部改正が企業会計基準委員会 (ASBJ) から平成 17 年 3 月 16 日に公表されたが、改正後の基準は、平成 17 年 3 月期については早期適用が認められており、平成 17 年 4 月 1 日以降開始する事業年度からは原則適用となった。

退職給付会計における数理計算上の有利差異の発生又は退職給付制度の見直しに伴う過去勤務債務の減少により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることになった場合の取扱いについては、従来、「退職給付に係る会計基準注解」(注 1) 1 に従って、未認識年金資産として処理・開示されてきた。退職給付会計基準の一部改正によって年金資産が退職給付債務を超えることになった場合においても、当該数理計算上の差異及び過去勤務債務は、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い費用の減額として処理することとされた。

なお、この基準を当期から適用した場合、正当な理由による会計方針の変更に該当することとなり、会計方針の変更の注記を行う必要がある。

役員賞与

平成 17 年 11 月 29 日に企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」が ASBJ から公表されており、この基準は、会社法施行日以降終了する年度の間接会計期間 (当該事業年度に係る株主総会等で決議される役員賞与) から適用されることになっている。3 月期決算会社の場合、平成 18 年 9 月中間決算からこの基準が適用され、この基準の適用により会計処理を変更する場合は、会計基準の変更に伴う正当な理由による会計方針の変更となる。

なお、役員賞与の会計処理について、平成 16 年 3 月 9 日に実務対応報告第 13 号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」が ASBJ から公表されており、これに従って、上記の会計基準が適用される前に役員賞与を発生時の費用として会計処理する方法に変更した場合は支給手続の変更に伴うものであるため「会計方針の変更」には該当せず、利害関係人が企業集団又は会社の財政及び経営の状況に関する判断を行うために必要と認められる事項である場合には追加情報として注記されることになる。

提出会社の親会社等の情報

平成 17 年 3 月 31 日の開示府令改正により、「親会社等が継続開示会社でない場合」の親会社等情報の開示の充実が図られ、有価証券報告書の「提出会社の参考情報」に「提出会社の親会社等の情報」の欄が設けられ、「記載上の注意」(49)によって、親会社等の名称、株式の所有者状況、大株主の状況、役員に状況に係る事項等の開示が義務付けられた。

また、平成 17 年 6 月 29 日に公布された改正証券取引法によって、上場会社の親会社等が継続開示会社でない場合は、当該親会社等自身が親会社等の事業年度ごとに、「親会社等状況報告書」を提出すべきこととされ、平成 17 年 11 月 30 日の改正開示府令により「親会社等状況報告書」の様式が「第五号の四様式」として追加された。「親会社等状況報告書」の適用時期は、平成 18 年 4 月以降に開始する親会社等の事業年度からとされている。

この報告書が提出されることになったことを踏まえて、平成 17 年 11 月 30 日の改正開示府令によって、第三号様式「記載上の注意」(49)は、「法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等の会社名等及び当該親会社等がない場合には、その旨を記載すること」とされた。この改正府令の附則第 2 条（施行時期）第 2 項によって、「新開示府令第三号様式は、平成 20 年 6 月 1 日以降に提出する有価証券報告書について適用され、同日前に提出する有報については、なお従前の例によるものとする」との経過措置が設けられている。改正後もそれまでは旧規定によって有価証券報告書を作成することになる。また、今回の開示府令の改正では、旧規定に書かれている「商法」規定を「会社法」の条文に合わせる改正が行われた。なお、親会社等がこれより前の時期に「親会社等状況報告書」を提出した場合は、子会社である有報提出会社は、平成 20 年 6 月 1 日前であっても新様式による有価証券報告書を提出することとされている。

親会社等の範囲について、「会社以外の者」の取扱いについて質問が多く寄せられた。親会社等情報の開示の対象となるかどうかの判定については、「会社以外の者」の所有株式についても考慮する必要があるが、親会社等情報の開示の対象は「会社」のみであることに注意を要する。【資料 6】のパターンの場合、親会社 A と B、そして有報提出会社の間に、有報提出会社の株式の 50% 超を保有する「会社以外の者」がいるが、A と B とが有報提出会社の親会社等かどうかの判定には、「会社以外の者」の所有株式を含めた株式数で判定するが、開示対象となるのは会社 A と会社 B のみとなる。

【資料 1】冒頭記載（当連結会計年度より減損会計基準を適用した場合）

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

ただし、前連結会計年度（平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年 1 月 30 日内閣府令第 5 号) 附則第 2 項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

ただし、前事業年度（平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年 1 月 30 日内閣府令第 5 号) 附則第 2 項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成している。

【資料 2】連結貸借対照表・直接控除形式（連結財規第 27 条の 2 で準用する財規第 26 条の 2 第 1 項）

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成 17 年 3 月 31 日)		当連結会計年度 (平成 18 年 3 月 31 日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物及び構築物		60,000		35,000		
減価償却累計額		15,000	45,000	20,000	15,000	
(2) 機械装置及び運搬具		50,000		35,000		
減価償却累計額		22,000	28,000	25,000	10,000	
(3) 土地			20,000		8,000	
有形固定資産合計			93,000	XX.X	33,000	XX.X

【資料3】注記事項（連結損益計算書関係）

前連結会計年度 （自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）	当連結会計年度 （自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）								
-	<p style="text-align: center;">・減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p> <table border="1" data-bbox="820 696 1412 898"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>半導体事業部における工場（××県××市）</td> <td>半導体製造設備</td> <td>機械装置、建物及び土地等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、（以下、資産をグループ化した方法について記載する）である。</p> <p>予想しえない市況の変化に伴う半導体の急激な価格低下により、同製品を製造する上記半導体事業部における工場に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（XXX 百万円）として特別損失に計上した。その内訳は、機械装置 XX 百万円、建物 XX 百万円、土地 XX 百万円及びその他 XX 百万円である。</p> <p>なお、（回収可能価額が正味売却価額の場合）当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については（以下、時価の算定方法について記載する）により評価し、機械装置については（以下、時価の算定方法について記載する）により評価している。</p> <p>（回収可能価額が使用価値の場合）当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを X% で割り引いて算定している。</p>	場所	用途	種類	その他	半導体事業部における工場（××県××市）	半導体製造設備	機械装置、建物及び土地等	
場所	用途	種類	その他						
半導体事業部における工場（××県××市）	半導体製造設備	機械装置、建物及び土地等							

【資料4】有形固定資産明細表・直接控除形式（財規第26条の2第1項・様式第九号（記載上の注意）3.ただし書き）

資産の種類	前期末 残高 (百万 円)	当期 増加額 (百万 円)	当期 減少額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却 累計額 (百万円)	当期償却 額 (百万円)	差引当 期末残高 (百万 円)
有形固定資産							
建物	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX (X,XXX)	XX,XXX	X,XXX	X,XXX	XX,XXX
構築物	X,XXX	X,XXX	X,XXX (XX)	X,XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
機械及び装置	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX (XXX)	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX	XX,XXX
車両運搬具	XXX	XX	XX	XXX	XX	XX	XX
工具・器具・備品	X,XXX	X,XXX	XXX	XX,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
土地	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	-	-	X,XXX
建設仮勘定	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX	-	-	X,XXX
有形固定資産計	XXX,XXX	XX,XXX	XX,XXX (X,XXX)	XXX,XXX	XX,XXX	X,XXX	XX,XXX
~~~~~							

(注)「当期減少額」の( )内は内書で、減損損失の計上額である。

【資料5】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載事例  
 (当連結会計年度より減損会計基準を適用した場合)

前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
-	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)                      当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を適用している。これにより税金等調整前当期純利益は、XXX百万円減少している。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>

【資料6】親会社等の範囲

